

平成30年第7回定例教育委員会

平成30年7月26日(木)午後2時36分
江別市教育庁舎 大会議室

出席者	教育長	月田健二	説明員	教育部長	萬直樹
	委員	支部英孝		教育部次長	伊藤忠信
	委員	橋本幸子		学校教育支援室長	
	委員	林大輔			谷口圭吾
	委員	須田壽美江		総務課長	近藤澄人
				学校教育課長	廣田修行
				教育支援課長	松井正行
				給食センター長	鈴木知幸
				生涯学習課長	天野保則
				スポーツ課長	三浦洋史
				スポーツ課主幹	遠藤毅史
				情報図書館長	山本則行
				郷土資料館長	榎田智幸
				郷土資料館主幹	兼平一志
			欠席者	対雁調理場長	鈴木正春
			記録員	総務課総務係長	嶋中健一
			傍聴者	なし	

1 報告事項

- (1) 通学路等の安全点検結果について
- (2) 市民体育館のブロック塀の安全点検結果について

2 審議事項

- (1) 平成30年議案第25号
江別市いじめ防止対策審議会条例の制定について
- (2) 平成30年議案第26号
江別市生涯学習推進本部設置規程及び江別市生涯学習推進本部幹事会運営規程を廃止する規程の制定について
- (3) 平成30年議案第27号
江別市社会教育委員の委嘱について
- (4) 平成30年議案第28号
江別市文化財保護委員会委員の委嘱について
- (5) 平成30年議案第29号
平成30年度江別市一般会計補正予算について

3 その他

- 各課所管事項について
 - (1) 青少年キャンプ村こんがり王国の参加申込み状況について
- 次回教育委員会予定案件について
- 平成30年第8回定例教育委員会の日程について

会 議 録

月田教育長	<p>(開会)</p> <p>ただいまから、平成30年第7回定例教育委員会を開会いたします。 本日の議事日程は、配付のとおりであります。 会議に先立ち、本日の会議録署名人を、林委員にお願いいたします。 それでは、議事に入ります。 1の報告事項(1)通学路等の安全点検結果についての報告を求めます。 松井教育支援課長をお願いします。</p>
松井教育支援課長	<p>通学路等の安全点検結果につきまして、ご報告いたします。 資料をご覧ください。</p> <p>平成30年6月18日に発生しました大阪府北部を震源とする地震により、ブロック塀が倒壊した事故を踏まえ、本市における通学路の安全点検を実施いたしました。 まず、1の安全点検期間及び2の点検対象は、平成30年6月22日から7月9日までの期間で、市内公立小中学校全25校の通学路に接する構築物について点検しております。 次に、3の点検方法でございますが、各小中学校に対し、通学路に接したブロック塀や危険構築物等についての情報提供を依頼し、各学校から報告のあった箇所を、教育支援課職員が現地に赴いて、直接現況を調査し、ぐらつきや傾きの有無等を点検いたしました。 次に、4の点検箇所数でございますが、報告のあった小学校区9校、36か所であり ます。 36か所の点検結果の内訳は、記載のとおりであります。主にブロック塀の亀裂、傾きや老朽化した家屋などがあります。 なお、市内公立小中学校の敷地内にはブロック塀が無いことを確認済みであります。 次に、5の対応状況でございますが、各学校において、危険箇所を避けるための通学路の変更や、児童生徒へ危険箇所近づかないよう指導を行っております。 また、緊急性の高い大麻小学校区内の老朽化した建物の壁面が崩落する危険のある箇所と、大麻東小学校区内のブロック塀の傾きのある箇所については、北海道札幌建設管理部や市建設部によりバリケード等を設置しております。 今後につきましては、建設部と連携の上、改めて現地調査を実施し、必要に応じ所有者に注意喚起等を行っていく予定であります。 以上です。</p>
月田教育長	<p>ただいま報告のありました、通学路等の安全点検結果について、質問等ございましたらお受けします。</p>
橋本委員	<p>大阪の地震でブロック塀の事故があったので、通学路の点検を行ったということですが、冬場の落雪の危険がある場所で、気になっている部分があるのですが、冬場の安全点検はどのようにされているのでしょうか。</p>
松井教育支援課長	<p>今回の通学路の安全点検結果調査では、冬場の落雪等に係る安全点検は行っておりませんが、毎年、別途通学路の安全点検を行っておりますので、その中で冬場の危険箇所については把握しているところです。</p>
萬教育部長	<p>補足します。 これまでも通学路の安全点検は、道路管理者や江別警察署、市の防犯担当などを構成員とする会議を常設しておりまして、定期的な点検に努めているところです。年に1回ですが、地域を定めて合同点検を行っております。今回、大阪府において地震によりブロック塀が倒壊する事故があったことを受けて、国や北海道からの指示の下で、緊急の点検を行ったものですが、日頃から学校においても地域のボランティアやPTA等が協力して、児童生徒にとって危険な箇所があれば連絡を受けるようにしておりますので、冬場についてもそのような中で安全に配慮した点検等を行っていきたいと考えています。 また、先ほどの会議の中では交通安全を主眼にしておりますが、今後は、付近の防犯やこういった危険な構築物がないかということも含めた取り組みができるような会議の運営について検討していきたいと考えております。</p>
月田教育長	<p>ほかに質問等はございますか。</p>

<p>須田委員 松井教育支援課長 月田教育長</p>	<p>今回の点検結果を受けて、通学路を変更した学校はありますか。 点検結果を受けて、2か所で通学路を変更しております。内訳としては、大麻小学校区と大麻東小学校区において、それぞれ1か所ずつの変更となっております。 学校で取れる対策は、今のところ通学路の変更ぐらいしかないというところですが、教育委員会で、危険な構築物を修理するわけにはいきませんので、各部と相談しながらということになると思っています。</p>
<p>支部委員</p>	<p>ほかに質問等はございますか。 通学路の安全確保の状況を確認、検討する会議があるとのことですが、具体的にはどういふ方々で対応されているのでしょうか。</p>
<p>松井教育支援課長 支部委員</p>	<p>通学路の安全点検は、教育支援課が主体となりまして、建設部や総務部危機対策室などと連携して対応しております。 今、三つのセクションの名前が挙がりましたが、委員会のようなものをつくっているということではよろしいのでしょうか。それとも、個々の部署で検討して持ち寄っているという形なのでしょうか。</p>
<p>松井教育支援課長 月田教育長</p>	<p>通学路安全推進連絡会議というものを設置しておりまして、その中で教育委員会、建設部、北海道、江別警察署などの団体間で情報交換等を行うなど常時連携を図っており、通学路の安全対策について情報共有や議論をしております。 ほかに質問等はございますか。 (質疑終了) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承)</p>
<p>三浦スポーツ課長</p>	<p>次に、報告事項(2)市民体育館のブロック塀の安全点検結果についての報告を求めます。 三浦スポーツ課長お願いします。 報告事項(2)市民体育館のブロック塀の安全点検結果についてご報告いたします。 資料の1ページをご覧ください。 本件は、平成30年6月18日に大阪府北部を震源とする地震によりブロック塀が倒壊した事故を踏まえ、社会体育施設において、ブロック塀等の安全点検を実施した結果、市民体育館において、建築基準法の基準を満たしていないブロック塀が見つかったことから報告するものであります。 1の点検日と2の点検内容についてご説明します。 ①平成30年6月26日火曜日に、指定管理者によるブロック塀の有無と国土交通省が示すチェックポイントを確認し、②平成30年7月2日月曜日にスポーツ課、契約管財課、建築指導課の職員により、合同で現況調査を行いました。 3の点検結果をご説明する前に、国土交通省が示すチェックポイントについてご説明しますので、資料の3ページをご覧ください。 ブロック塀の点検チェックポイントは5項目ありますので、概要をご説明いたします。 1、塀は高すぎないか。塀の高さが、地盤から2.2メートル以下であること。2、塀の厚さは十分か、塀の厚さが1センチメートル以上になっているか。3、控え壁はあるか。塀の高さが1.2メートルを超える場合、強度を高めるための控え壁が設置されているか。4、基礎があるか。地中にコンクリートの基礎があるか。5、塀が健全か。塀に傾きやひび割れがないか。これら5項目の中に、不適合箇所があれば、専門家に相談しましょうとされています。 1ページにお戻り願います。 先ほどの点検項目を踏まえ、3の点検結果についてご説明しますが、当該ブロック塀は現行の建築基準法の基準を満たしていませんが、大部分が道路に面しておらず、また、ぐらつきや傾きがなかったことを確認しております。 該当部分は、資料に記載のとおりで、一部で控え壁が必要な高さである1.2メートルを超えており、控え壁がない状態となっております。 また違う箇所では、隣接地が宅地造成された際に地盤の一部が削られたため、一部で基準である1.2メートルを超える高さとなり、その塀には、控え壁が設置されております</p>

	<p>が、一部が破損しており、設置間隔が基準である3.4メートルよりも広い間隔となっております。</p> <p>資料中ほどの写真をご覧ください。</p> <p>アは、一部で控え壁が必要な高さである1.2メートルを超えており、控え壁がない状態となっている写真であります。イは、隣接地が宅地造成された際に地盤の一部が削られたため、一部で基準である1.2メートルを超える高さとなっている写真であります。ウとエは、イの逆側から見た写真で、控え壁は設置されておりますが、一部が破損しており、設置間隔が基準である3.4メートルよりも広い間隔となっている写真であります。</p> <p>2ページをお開き願います。</p> <p>先ほどご説明しました、ア、イ、ウ、エの写真の位置方向については、図面でお示しましたので、ご参照願います。図面のとおり、ブロック塀の大部分は、道路に面しておりませんが、隣接した敷地に危険が及ぶ可能性もあることから、今後の対応については、ブロック塀の鉄筋の有無など目視で確認できない項目について、専門業者による点検を実施し、必要な処置を行っていきたくと考えております。</p> <p>以上です。</p>
月田教育長	<p>ただいま報告のありました、市民体育館のブロック塀の安全点検結果について、質問等がございましたらお受けします。</p>
須田委員	<p>今後の対応についてですが、点検を実施して必要な処置を行うとのことですが、全部が安全になるのはどのぐらい先のことになるのでしょうか。</p>
三浦スポーツ課長	<p>今後の対応についてですが、現在、安全点検を早急を実施するため、契約管財課、建築指導課と調整しながら、塀の安全性を点検できる専門の業者と具体的な点検の実施時期について協議を進めておりますが、まずは、この安全点検を早急に実施したいと考えております。なお、安全点検は7月中には実施したいと考えておりますが、その結果を踏まえて、今後の対応をどのようにするのかを検討したいと考えております。ただ、予算の関係もありますので、処置を行う時期についてははっきりとしておりません。</p>
月田教育長	<p>ほかに質問等はございますか。</p>
	<p>(質疑終了)</p>
	<p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。</p>
	<p>(一同了承)</p>
	<p>続いて、2の審議事項に入ります。</p>
	<p>審議事項(1)平成30年議案第25号 江別市いじめ防止対策審議会条例の制定についての説明を求めます。</p>
松井教育支援課長	<p>松井教育支援課長をお願いします。</p>
	<p>議案第25号 江別市いじめ防止対策審議会条例の制定について、ご説明いたします。</p>
	<p>資料の1ページをご覧ください。</p>
	<p>まず、1の制定理由であります、いじめ防止対策推進法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うほか、法に定める重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うため、教育委員会の附属機関として、江別市いじめ防止対策審議会を置く必要があることから、本条例案を平成30年第3回江別市議会定例会に提案しようとするものであります。</p>
	<p>江別市では当初、重大事態が発生した時点で調査組織を設置することを想定していたことから、現在設置しておりませんが、国のいじめの防止等のための基本的な方針では、重大事態が起きてから急ぎ調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、平時から調査を行うための組織を設置しておくことが望ましいと示されているため、このたび組織を設置するものであります。</p>
	<p>2の制定条文につきましては、後ほどご説明いたします。</p>
	<p>次に、資料の5ページをご覧ください。</p>
	<p>いじめ防止対策推進法に基づく、自殺などの重大事態が発生した場合の調査組織のイメージであります。</p>
	<p>まず、上段の平常時についてですが、左側のいじめ問題対策連絡協議会は、江別市では青少年健全育成協議会を条例で設置しており、いじめの防止等に関係する機関及び団体に</p>

	<p>より構成され、団体間の連携を図っております。</p> <p>上段右側の教育委員会の附属機関は、地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うための組織とされており、この度制定しようとしている条例に基づく江別市いじめ防止対策審議会がこの機関に当たります。</p> <p>次に、下段の重大事態が発生した場合ですが、左側の学校又は学校の設置者の置く調査組織は、重大事態が発生した場合、速やかに学校又は学校の設置者が組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う組織であります。</p> <p>法では、上段右側の教育委員会の附属機関と兼ねることができるとされていることから、江別市いじめ防止対策審議会の所掌事務に重大事態の調査を加え、常設の組織とするものであります。</p> <p>右側の市長の附属機関は、市長が、左側の調査組織から調査結果の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処などが必要と判断した場合、調査結果について再調査を行う組織であり、市総務部におきまして組織設置のための新規条例を制定する予定となっております。</p> <p>次に、資料の2ページと3ページをご覧ください。</p> <p>2ページと3ページは制定を予定しております条例の条文案であります。その概要について4ページの資料でご説明いたします。</p> <p>1の制定理由につきましては、先ほどご説明したとおりであります。</p> <p>2の新条例の概要であります。1) 組織につきましては、江別市教育委員会の附属機関として、江別市いじめ防止対策審議会を設置するとしております。(2) 所掌事務につきましては、ア、法第14条第3項に規定する地域におけるいじめの防止等のための対策に関する事項を審議すること。イ、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこととしております。(3) 委員の人数等につきましては、審議会は、委員5人以内をもって組織する。委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。委員の任期は、2年とすることとしております。</p> <p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。</p>
<p>月田教育長 林委員</p>	<p>非常に重要な組織だと思うのですが、平常時は教育委員会の附属機関として位置付けられていますが、重大事態が発生したときも教育委員会の附属機関ではあると思いますが、単独で調査をするようなイメージなのでしょうか。</p>
<p>松井教育支援 課長</p>	<p>いわゆる第三者委員会とか第三者機関というようなイメージもあるのですが、教育委員会に付属する組織だけれども、重大事態には単独で調査をするということでしょうか。</p> <p>教育委員会の附属機関として、法第14条第3項に規定する地域におけるいじめの防止等のための対策に関する事項を審議することが所掌事務の一つで、重大事態が発生したときは法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うための組織ということで、今回設置する審議会の中に所掌事務が二つあるという位置付けになっております。</p>
<p>萬教育部長</p>	<p>補足します。</p> <p>第三者的な立場で調査ができるのかという趣旨のご質問かと思いますが、国のいじめ防止対策基本方針の中でも、その点について触れられておりまして、調査の公平性や中立性を確保するために、利害関係のない委員に委嘱すべきと示されております。</p> <p>市教委といたしましても、その趣旨を踏まえて利害関係があつたり、学校側の立場に近すぎる方を委員として選任しないようにと考えております。常設ですので、教育委員会が取り組むいじめ防止対策についてご議論をいただき、いざ重大事態が起こった際は第三者機関として、まず教育委員会側の調査を行うということです。</p> <p>さらに、それでも調査が必要であるということになれば、資料の下段右側に記載のある市長側で別の組織を設ける条例が提案される予定ですが、そちらの機関で第三者の立場で審査を行うという流れでございます。</p>
<p>月田教育長</p>	<p>ほかに質問等はございますか。</p> <p>(質疑終了)</p>

天野生涯学習課長	<p>それでは、平成30年議案第25号 江別市いじめ防止対策審議会条例の制定についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>次に、(2)平成30年議案第26号 江別市生涯学習推進本部設置規程及び江別市生涯学習推進本部幹事会運営規程を廃止する規程の制定についての説明を求めます。</p> <p>天野生涯学習課長お願いします。</p> <p>私から、議案第26号 江別市生涯学習推進本部設置規程及び江別市生涯学習推進本部幹事会運営規程を廃止する規程の制定についてご説明いたします。</p> <p>廃止する規程は、江別市長及び江別市教育委員会の共通訓令であり、平成4年3月に、生涯学習施策の総合的な推進と体系化を図るため、庁内に江別市生涯学習推進本部及び本部幹事会を設置することを定めたものであります。</p> <p>廃止理由は、生涯学習の基本的な方策を決定するなど発足当初の役割を一定程度果たした後、平成9年10月に方向性を整理し、他の庁内組織に置き換えるものとなりました。</p> <p>以降、本市の生涯学習施策は、社会教育委員の会議や庁内会議を組織して策定する江別市社会教育総合計画で体系化され、全庁的な体制の下で生涯学習の取り組みを推進しており、この間約20年が経過したものの、生涯学習の推進体制に特段支障がないことから両規程を廃止するものであります。</p> <p>なお、改正規程本文は資料2ページのとおりであり、参考資料として廃止する現行規程をそれぞれ添付しておりますので併せてご確認願います。</p> <p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。</p>
月田教育長	<p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、平成30年議案第26号 江別市生涯学習推進本部設置規程及び江別市生涯学習推進本部幹事会運営規程を廃止する規程の制定についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>次に、(3)平成30年議案第27号 江別市社会教育委員の委嘱についての説明を求めます。</p> <p>天野生涯学習課長お願いします。</p>
天野生涯学習課長	<p>私から、議案第27号 江別市社会教育委員の委嘱についてご説明いたします。</p> <p>江別市社会教育委員の会議は、社会教育法第15条及び江別市社会教育委員条例に基づき設置されているもので、社会教育関係の事業計画などを諮問する機関であります。</p> <p>委員の任期は2年で、現委員の任期が平成30年7月31日で満了となることから、今回、新たに委嘱しようとするものであります。</p> <p>1の委員候補者については、2ページの委員名簿に記載のとおりでございます。</p> <p>関係団体等への推薦依頼を行ったほか、先の定例教育委員会でご報告した市民委員の公募により選考を進めたところ、現委員9名が継続となり、公募委員1名を新規で委嘱するものです。</p> <p>2の委員の任期については、記載のとおり平成30年8月1日から平成32年7月31日であります。</p> <p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。</p>
月田教育長	<p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、平成30年議案第27号 江別市社会教育委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>次に、(4)平成30年議案第28号 江別市文化財保護委員会委員の委嘱についての説明を求めます。</p>

<p>榎田郷土資料館長</p>	<p>榎田郷土資料館長お願いします。 議案第28号 江別市文化財保護委員会委員の委嘱についてご説明いたします。 江別市文化財保護委員会は、文化財の指定並びに保護について教育委員会の諮問に応ずるため、江別市文化財保護条例に基づき設置され、10名の委員に委嘱しております。 委員の任期は2年で、現委員の任期が平成30年7月31日で満了となることから、今回、新たに委嘱をしようとするものであります。 1の委員候補者については、2ページ目の名簿のとおりでございます。 関係機関・団体等へ推薦の依頼を行い選考したところ、現委員10名とも継続となっております。各委員の学識経験に係る専門領域等については、摘要欄に記載のとおりです。 2の委員の任期については、平成30年8月1日から平成32年7月31日までとなっております。</p>
<p>月田教育長</p>	<p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくご説明いたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし) それでは、平成30年議案第28号 江別市文化財保護委員会委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 次に、(5)平成30年議案第29号 平成30年度江別市一般会計補正予算についての説明を求めます。</p>
<p>近藤総務課長</p>	<p>近藤総務課長お願いします。 議案第29号 平成30年度江別市一般会計補正予算につきましてご説明いたします。 9月に開催される第3回市議会定例会に提出を予定しております補正予算のうち、教育委員会所管分につきまして、私から一括してご説明いたします。 なお、本議案は第3回市議会定例会に提案する前段として、原案を財政担当部局に提出しようとするものであり、今後、財政担当部局の査定いかんによっては、補正額の変動等が考えられますことから、査定後の金額につきましては、次回の教育委員会で報告いたします。 それでは、議案第29号をご覧ください。 3の補正の内訳についてご説明いたします。 初めに、10款1項教育総務費であります。教育支援課所管のいじめ・不登校対策事業は、先ほどご承認いただきました議案第25号 江別市いじめ防止対策審議会条例の制定に関連して、江別市いじめ防止対策審議会の設置に伴う5名分の委員報酬及び費用弁償であり、6万5,000円の増額であります。 次に、10款5項保健体育費であります。スポーツ課所管の体育施設整備更新事業は、東野幌体育館の温水ボイラー故障に伴う更新工事費であり、613万5,000円の増額であります。</p>
<p>月田教育長</p>	<p>教育部補正額の合計として、620万円の増額を要求するものであります。 以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくご説明いたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし) それでは、平成30年議案第29号 平成30年度江別市一般会計補正予算についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。</p>
<p>天野生涯学習課長</p>	<p>続いて、3のその他、各課所管事項についてに入ります。 (1) 青少年キャンプ村こんがり王国の参加申込み状況についての説明を求めます。 天野生涯学習課長お願いします。 私から、青少年キャンプ村こんがり王国の参加申込み状況についてお知らせいたします。 今年度のこんがり王国は、50周年の節目の年であり、8月6日から8月11日まで開催いたします。</p>

月田教育長	<p>参加対象は、市内在住の小学4年生から中学3年生までです。</p> <p>6月25日月曜日から7月20日金曜日までを申込み期間として受付した結果、申込み者数は、75組378人でございます。</p> <p>なお、記念イベントとして、50周年記念の旗のデザインを募集しており、開催期間中は、こんがり王国の国旗とともに記念の旗の掲揚を行う予定です。</p> <p>以上です。</p>
近藤総務課長	<p>本件に対する質問等がございましたらお受けします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは次に、次回教育委員会予定案件及び日程について説明願います。</p> <p>近藤総務課長お願いします。</p>
月田教育長	<p>今回の教育委員会の案件でございますが、報告事項として、平成30年度第1回学校一斉公開アンケート集計結果について、第2期江別市学校教育基本計画、第9期江別市社会教育総合計画、第6期江別市スポーツ推進計画、及び第3期江別市子どもの読書活動推進計画の各計画策定に係るパブリックコメントの実施についてなどを予定しております。</p> <p>また、次回の定例教育委員会の日程でございますが、8月23日木曜日午後2時30分からと考えておりますが、各委員のご都合等はいかがでしょうか。</p> <p>ただいまありましたように、次回の定例教育委員会は8月23日木曜日午後2時30分からということで、皆様よろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>以上をもちまして、第7回定例教育委員会を終了いたします。</p> <p>(閉会)</p>

終了 午後3時17分

署名人(教育長) 月 田 健 二

署 名 人 林 大 輔